

第四条第三項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 カルバペナム耐性腸内細菌科細菌感染症
- 第四条第三項に次の一号を加える。
- 二十一 薬剤耐性アシネトバクター感染症
- 第六条第一項の表五の項及び第七条第一項中「、薬剤耐性アシネトバクター感染症」を削る。

告

示

○政治資金適正化委員会告示第五十九号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。  
平成二十六年九月九日  
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 登録政治資金監査人証票の番号  
四六六 麻田 徹正 四六六 二六、八、一

○外務省告示第三百四号

平成二十六年八月二十九日に東京で、改正された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。  
平成二十六年九月九日  
外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二十三年十月三日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書により改正された二十九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に言及するとともに、特に、改正された同協定において、日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極に記載することが規定されていることに言及する光栄を有します。

○文部科学省告示第百二十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。  
平成二十六年九月九日  
文部科学大臣 下村 博文

女	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
		平成二十六年九月九日	平成二十六年九月二十五日から平成二十七年一月二十七日まで	石橋財団ブリヂストン美術館 館長 石橋 寛	石橋財団ブリヂストン美術館 東京都中央区京橋一丁目十番一号 平成二十六年十月八日から平成二十七年一月十二日まで

本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

- 1 日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の平成二十六年計年度において予算に計上された九百八十万合衆国ドル（九、八〇〇、〇〇〇ドル）の資金の提供を行う。
  - 2 各個別の事業に提出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。
  - 3 付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。
- 本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。  
二千十四年八月二十九日に東京で  
日本国外務大臣 岸田文雄

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジェイソン・P・ハイランド殿

付表

南アンダーセン地区における訓練場の設計事業

九百八十万合衆国ドル（九、八〇〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）  
書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。  
（日本側書簡）

本官は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。  
本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。  
二千十四年八月二十九日に東京で  
アメリカ合衆国臨時代理大使  
ジェイソン・P・ハイランド

日本国外務大臣 岸田文雄閣下